

## 治癒が見込まれ、かつ働ける職場がある場合は復職を拒めない

### Question 08

Q

私は、傷病休職で休んでいますが、病気から回復した場合には必ず復帰できるのでしょうか。医師の診断によると、まだ完治していないため、再発の可能性があるそうですが、軽作業ならできます。

### Answer 08

A

休職とは、就業規則などの根拠に基づき、労働契約を存続させつつ労働義務を一時消滅させる制度です。その内容は様々で、業務外の病気や負傷を理由とする傷病休職、起訴された従業員につき懲戒処分が決定されるまでの待機を目的として行う起訴休職、労働組合の役員に専念する場合の専従休職などがあります。

また、休職中に賃金が支払われるかどうか、また、休職期間が勤続年数に算入されるかどうかなどは、休職のタイプや個々の企業の取扱いによって異なります。そして、休職期間中に休職事由が消滅すれば、休職は終了し労働者は職場に復帰することになりますが、期間満了の時点で休職理由が消滅していないときには労働契約の自動終了（自動退職）という効果が発生します。

期間満了時に傷病から回復していれば、使用者の復職の意思表示がなくとも、労働者は職場に復帰することができますが、それには、原則として、従前の職務を支障なく行い得る状態に復帰したことが必要となります。ただし、休職期間終了時にそうした状態に達していない場合でも、相当期間内に治癒することが見込まれ、かつ当人に適切なより軽い業務が現に存在するなどには、使用者は復職を拒めないものと考えられます（東京地判昭和59.1.27 エール・フランス事件、大阪地判平11.10.4 東海旅客鉄道事件）ので、もし軽易な業務があれば、医師の指導や助言の下で、会社に職場復帰を求めているかがでしょうか。